

# 一般社団法人 広島県果実生産出荷安定基金協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を広島県東広島市河内町入野11631番地13号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、果実の安定的な生産出荷及び果樹農業者の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大等に至る事業を行うこと等により、広島県果樹農業者の経営の安定と拡大を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定果実（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業
- (2) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (3) 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業
- (4) 第1号から前号までに掲げる事業以外の果実の生産及び出荷の安定に関する事業
- (5) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この協会は、次の会員をもって構成する。

(1) 正会員 この協会の事業に賛同して入会した団体及び個人

(2) 賛助会員 この協会の事業に賛助する目的で入会した団体及び個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書及びその他必要書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(預り出資金)

第7条 正会員は、1口以上の預り出資金を預けなければならない。

2 賛助会員は、預り出資金を預けることができる。

3 預り出資金1口の金額は10,000円とする。

4 預り出資金は、現金をもって払い込むものとする。

5 会員は、預り出資金の払込みについて、相殺をもって協会に対抗することができない。

6 預り出資金の受入れ及び管理等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(任意退会)

第8条 正会員又は賛助会員は、理事会の決議により別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則・規程に違反したとき。

(2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき。

## 第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定期総会は毎年 1 回事業年度終了後、3 月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長に事故があるときの議長は、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第18条 前条の規定にかかわらず、法人法第58条の要件を満たしたときは総会の決議があったものとみなす。また、法人法第59条の要件を満たしたときは総会への報告があったものとみなす。

なす。

(書面議決)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合、第 17 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を協会に提出し、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、第 17 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席者の中から選出された議事録署名人 1 名が記名押印する。

## 第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 22 条 この協会に、つぎの役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会において正会員の役職員の中から総会の決議によって選任する。

ただし、特に必要と認められる場合には、正会員の役職員以外の者を役員 2 名以内の範囲において選任することができる。

- 2 理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定めることができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 規則・規程の制定、改定及び廃止に関する事項

(招集)

第 31 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長及び専務理事に事故あるとき又は全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。また、法人法第 98 条の要件をみたしたときは理事会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の種別)

第 35 条 協会の資産は、交付準備金及びその他の資産とする。

(交付準備金)

第 36 条 交付準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 指定果実出荷事業者が納付した負担金
- (2) 交付準備金を造成するため交付された補助金
- (3) 交付準備金補助金から生ずる果実

(資産管理)

第 37 条 協会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 38 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日まで



に、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般に閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類は、定期総会に提出し、第1号から3号の書類については、その内容を報告し、第4号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第 43 条 この協会は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 業務の執行等

(事務局)

第 45 条 この協会の事務を処理するために、事務局を置き、所要の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長等については、理事会の承認を得て任免する。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は、川田 洋次郎、専務理事は、小泉 俊雄とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成 29 年 10 月 27 日から施行する。

#### 附則

- 1 この定款は令和 4 年 12 月 5 日から施行する。